⑷　凍結防止	凍結のおそれのある場所に設置する空気調和設備には、凍結による故障等の発生を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎＊	◎＊
⑸　漏水防止	排水口等の漏水を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎＊	◎＊
⑹　有毒ガス等	腐食性ガス（SO_2等）や粉塵が混入するおそれのある場所に設置する空気調和設備には、触媒、フィルター等によりこれを排除する機能を設けること。	◎	◎	◎＊	◎＊
⑺　故障等の検知、通報	重要な設備を収容する通信機械室の空気調和を行う空気調和設備には、故障等を速やかに検知、通報する機能を設けること。	◎＊	◎＊	◎＊	◎＊
⑻　火災の検知、消火	ア　空気調和設備室には、自動火災報知設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎
	イ　空気調和設備室には、消火設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎

注１　「通信センター」とは、情報通信ネットワークにおける交換機能、通信処理機能又は情報処理機能を有するセンターをいう。ただし、軽微な交換機能、通信処理機能又は情報処理機能を有するものを除く。

２　実施指針の欄中、「◎」、「◎＊」、「○」及び「―」は、それぞれ次のことを示す。

◎　：実施すべきである。

◎＊：技術的な難易度等を考慮して段階的に実施すべきである。

○　：実施が望ましい。

―　：対象外

３　その他の電気通信事業用ネットワーク及びユーザネットワークのそれぞれの集線センター（主として情報通信ネットワークの利用者の端末と通信センターとの間の電気通信回線を集線する機能を有する小規模なセンターをいう。）に係る次の対策についての実施指針は、「○」と読み替える。

⑴　第１の４の⑴のウ及び⑺

⑵　第２の１の⑴のイ及びウ、⑵のア及びイ並びに⑶のイ

⑶　第２の２の⑴のア及びウ、⑵のイ並びに⑶のイ及びウ

別表第２　管理基準

項　目	対　策	実施指針			
		電気通信回線設備事業用ネットワーク	その他の電気通信事業用ネットワーク	自営情報通信ネットワーク	ユーザネットワーク
１　ネットワーク設計管理					
⑴　体制の明確化	ア　意思決定、作業の分担、責任の範囲等の設計管理体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎
	イ　重要な設備に関する設計については、関連部門間での連携を図ること。	◎	◎	◎	◎
⑵　設計指針の明確化等	ア　情報通信ネットワークの基本的機能を明確にすること。	◎	◎	◎	◎
	イ　将来の規模の拡大、トラヒック増加（端末の挙動によるものを含む。）及び機能の拡充を考慮した設計とすること。	◎	◎	◎	◎
	ウ　トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策を講じた設計とすること。	◎	―	―	―
⑶　設計工程の明確化等	設計工程を明確にするとともに、工程間の調整を行うこと。	◎	◎	◎＊	◎＊
⑷　相互接続への対応	ア　相互接続を考慮した設計とすること。	○	○	―	―
	イ　相互接続を行う場合は、接続先との間で設計工程を明確にするとともに、工程間の調整を行うこと。	◎	◎	―	―
⑸　品質・機能検査の充実化	ア　重要な機器を導入する場合は、導入判定の統一基準を策定し、その基準に基づき品質の検証を行うこと。	◎	◎	◎	◎
	イ　サーバ等機器導入前の機能確認を十分に実施すること。	◎	◎	◎	◎
	ウ　機器等の製造・販売等を行う者から提供されるシステムについての検査手法、品質評価手法を事前に確認すること。	◎	◎	◎	◎
	エ　セキュリティ対策についてその手法及び事前確認を十分行うこと。	◎	◎	◎	◎
	オ　ネットワークふくそうを回避するため、災害時におけるユーザの行動や端末の動作がネットワークに与える影響を事前に確認すること。	◎	◎	―	―
	カ　冗長構成をとる機器は、その切替動作が確実に行われることを確認すること。	◎	◎	○	○
	キ　トラヒックの瞬間的かつ急激な増加への対策として、各装置の最大処理能力を超える負荷試験を実施すること。その際、実環境でのトラヒックパターンを参考に、複数のトラヒック条件での試験を実施すること。	○	―	―	―